

第 25 回日本生物学的精神医学会学術賞の公募について
 2016 年度前期の国際学会発表奨励賞の公募について
 2016 年度後期の国際学会発表奨励賞の公募について

久住一郎 (委員長)
 西川 徹 (理事長)
 西川 徹 (理事長)

第 25 回日本生物学的精神医学会学術賞の 公募について

日本生物学的精神医学会
 学術賞選考委員長 久住一郎

2016 年 1 月から 12 月までに発表された原著論文 (レビューでもオリジナリティーがあれば可) の筆頭著者を対象に、下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募 (推薦) して下さい。なお、受賞者には年次大会においてポスター掲示を行っていただきます。

記

1. 規 定 以下のとおり
2. 推 薦 要 領 推薦用紙、別冊 10 部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。(推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。)
3. 送 付 先 〒 112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13
 学会支援機構内
 日本生物学的精神医学会事務局気付
 学術賞選考委員長 久住一郎
4. 応募締切日 2016 年 12 月 22 日 (木) 必着

以上

日本生物学的精神医学会 学術賞規程

(総則)

第 1 条 日本生物学的精神医学会 (以下、本学会という) は、本学会正会員の優れた学術研究業績を表彰し、もって若手研究者の育成、生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、学術賞 (以下、本賞という) を設置する。(対象)

第 2 条 本賞の受賞者は、当該事業年度に発表された優れた原著論文の筆頭著者で、論文受理時の年齢が 40 歳以下でかつ本学会会員歴が 1 年以上の本学会正会員とし、原則として年 1 名以内とする。

2 当該の原著論文が翌年度に発表予定のものであっても、校正刷りをもって応募することを可能とする。

(公募)

第 3 条 公募は原則として年 1 回、本学会評議員に推

薦を募る形で実施する。

(選考)

第 4 条 本賞の受賞者を選考するため、理事会の承認の下、学術賞選考委員会 (以下、選考委員会という) を設置する。

2 選考委員会は、理事および評議員 6 名以内で構成され、理事が委員長となり委員会を代表する。

3 選考対象者と同一講座 (大学以外の機関ではこれに準ずる部局) に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。

4 委員長は選考結果を理事長に報告する。理事長は選考結果を理事会に諮り、理事会の承認により、受賞者を決定する。

5 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。(表彰)

第 5 条 本賞の受賞者には賞状及び副賞 10 万円を授与することとする。

附則

(1) 本規程は 2009 年 10 月 4 日より施行する。

(2) 本規程は 2013 年 11 月 27 日より施行する。

2016 年度前期の国際学会発表奨励賞の 公募について

日本生物学的精神医学会
 理事長 西川 徹

2016 年前期 (4 月から 9 月) に開催される国際学会での発表者を対象として下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募 (推薦) して下さい。

記

1. 規 程 以下のとおり
2. 推 薦 要 領 推薦用紙、評価の参考となる資料 (抄録・サーキュラー・学会プログラム等) 8 部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。(推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。)
3. 送 付 先 〒 112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13
 学会支援機構内
 日本生物学的精神医学会理事長

西川 徹

4. 応募締切日 2016年12月22日(木) 必着
以上

2016年度後期の国際学会発表奨励賞の 公募について

日本生物学的精神医学会
理事長 西川 徹

2016年度後期(10月から翌3月)に開催される国際学会での発表者を対象として下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募(推薦)して下さいようお願い申し上げます。なお、受賞者には年次大会においてポスター掲示を行っていただきます。

記

1. 規 程 以下のとおり
2. 推薦要領 推薦用紙、評価の参考となる資料(抄録・サーキュラー・学会プログラム等)8部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。(推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。)
3. 送 付 先 〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13
学会支援機構内
日本生物学的精神医学会理事長
西川 徹
4. 応募締切日 2016年12月22日(木) 必着
以上

日本生物学的精神医学会 国際学会発表奨励賞規程

(総則)

- 第1条 日本生物学的精神医学会(以下、本学会という。)

は、若手研究者の国際学会での優れた発表を奨励し、もって生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、国際学会発表奨励賞(以下、本賞という)を設置する。

(対象)

第2条 本賞の受賞者は、当該年度の4月から翌年3月までの間に開催される国際学会における、将来性のある優れた研究の筆頭発表者で、応募時の年齢が35歳未満の本学会会員とし、原則として前期および後期各2名の年4名以内とする。

(公募)

第3条 公募は原則として年2回、本学会評議員に推薦を募る形で実施する。

2 2回の公募のうち、前期は当該年度4月から9月の間に、後期は当該年度10月から翌年3月の間に開催される国際学会に参加する者を対象とする。

(選考)

第4条 本賞の選考には、学術賞選考委員会がこれにあたる。

2 選考対象者と同一講座(大学以外の機関ではこれに準ずる部局)に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。

3 委員長は受賞者を決定し、該当者なしの場合も含めて選考結果を理事長に報告する。

4 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。
(表彰)

第5条 本賞の受賞者には賞状及び副賞15万円を授与することとする。

附則

(1) 本規程は1999年4月22日より施行する。

(2) 本規程は2013年11月27日より施行する。